

熊本県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年1月10日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年1月10日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	熊本市春日一丁目 1285番1地先から 熊本市細工町五丁目 18番1地先まで	100.0	交通結節 点改善事 業

2 供用開始する期日 平成15年1月10日

熊本県告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年1月10日

熊本県知事 潮谷 義子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
みずき苑 熊本市龍田五丁目12番4号	有限会社 キョーシン福祉会	平成14年12月16日

熊本県告示第15号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成15年1月10日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道3号改築工事〔自動車専用道路「日奈久芦北道路」新設工事（日奈久インターチェンジから田浦インターチェンジまで）〕及びこれに伴う附帯工事並びにこれらに伴う町道、二級河川、普通河川及び農業用道路付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地 熊本県葦北郡田浦町田浦字赤松、字寺ノ下、字向野、字立芋縄及び字四反田地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地 熊本県葦北郡田浦町田浦字赤松及び合戦場国有林地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 熊本県葦北郡田浦町役場

熊本県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年1月10日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年1月10日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	388号	球磨郡水上村字下川端 2095番2地先から 球磨郡湯前町字上塩利 5131番8地先まで	271.5	特改一種